

京都市告示第 13号

地方自治法第231条の2の2の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年1月31日まで、次の者を京都市指定納付受託者とし、公の施設における歳入の納付事務を委託しました。

令和6年4月1日

京都市長 松 井 孝 治

- 1 京都市指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社イーティックスデータファーム 代表取締役社長 原田栄二
東京都渋谷区渋谷二丁目6番14号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
京都市美術館の観覧料
- 3 京都市指定納付受託者として指定した日
令和6年4月1日
- 4 納付事務を委託した日
令和6年4月1日

(美術館)